

議会運営委員会行政調査報告書

平成29年11月8日（水）から11月10日（金）まで議会運営委員会行政調査のため、愛知県一宮市議会、豊明市議会、江南市議会に出張しましたが、その結果については下記（別紙）のとおり報告いたします。

平成29年11月13日

喜多方市議会議長 佐藤 一栄 様

議会運営委員長 江花 圭司

1 一宮市議会

日 時	平成29年11月8日（水）午後2時30分～4時10分
視察内容	・議会運営について ・その他議会改革に関する取り組み状況について

2 豊明市議会

日 時	平成29年11月9日（木）午前10時～11時43分
視察内容	・通年議会について ・議会ICT化の取り組み状況について ・その他議会改革に関する取り組み状況について

3 江南市議会

日 時	平成29年11月10日（金）午前10時～11時36分
視察内容	・議会ICT化とタブレット端末を活用しての議会運営について ・その他議会改革に関する取り組み状況について

4 行政視察出席者

(1)江花 圭司 委員長 (2)渡部 勇一副 委員長 (3)小島 雄一 委員
(4)渡部 信夫 委員 (5)上野 利一郎 委員 (6)遠藤 吉正 委員 (7)坂内 鉄次 委員
(8)渡部 孝雄委員 (9)大川原 謙一 委員 (10)佐原 正秀 委員 随員(書記)栗城 和男

詳細につきましては、別紙（行政視察記録）及び資料のとおりです。

愛知県一宮市議会行政視察記録

1 一宮市議会

(1)視察日時 平成29年11月8日(水) 午後2時30分～4時10分

(2)視察場所 一宮市役所

(3)対 応 者 一宮市議会事務局 武田 和人 次長 様
一宮市議会事務局 神谷 真吾 議事調査課専任課長 様
一宮市議会事務局 議会事務局 職員様

(左から 神谷議事調査課専任課長様、武田次長様)



(4)視察内容

- ・議会運営について
- ・その他議会改革に関する取り組み状況について

午後2時30分 開会

- ・武田次長より挨拶をいただいた。
- ・江花 議会運営委員長から挨拶をした。

調査事項「議会運営など議会改革の取り組み状況について」の研修

○ 神谷議事調査課専任課長から下記の項目について説明があった。

①議会概要について

- ・「平成29年度議会概要」の内容を説明された。

②一宮市議会 議会改革の取り組みについて

(資料No.1)

- ・本会議は一問一答で行っている。以前は総括質問して答弁を聞いて、その後は一問一答の時はあったようだが今では初めから。

- ・全議員に発言の機会を保障している。特に会派による制限は昔からない。一人会派の方でも毎回発言される方もいる。
- ・本会議の出席に係る費用弁償は、過去から支給はしていない。
- ・平成１７年に傍聴人受付簿を傍聴人受付票に変更した。過去は一覧表に傍聴人の住所指名を書いてもらっていた。プライバシーの関係で、住所氏名が見えてしまうということで、カードに書いてポストに入れてもらっている。
- ・平成１８年には、議長選挙など議会人事のみの臨時会への執行機関出席者は、市長、副市長、総務部長のみとした。その他の条例改正など付議事件が限定された臨時会への執行機関出席者は市長、副市長、総務部長、関係部長のみとした。
- ・平成１９年１２月には、傍聴人受付票への年齢記載要件の廃止とした。
- ・一般質問においてパソコンの使用を許可。議員へ１人１台ノートパソコンを貸与している。各議員はパワーポイントのソフトを使って一般質問の資料を作り、自分のパソコンを議場に持参し、接続等は事務局で行うが、その操作は議員が行い、議場のスクリーンに作った資料を投影する。パネルを掲げるとか、紙の配付は、今は殆どなくなった。
- ・１日１委員会の開催（委員でない議員も議案の審査経過及び結果が傍聴できるように委員会の同時開催はしない）は、旧庁舎時代には実質委員会を開催する部屋は１つしかなかったので、１日１委員会ではできなかった。
- ・常任委員会設置数の弾力的運用は、議員数の減により２委員会減らして５常任委員会、同様に１委員会減らし現在の４常任委員会となっている。
- ・常任・特別委員会の審査を公開は、今では委員会室１０人は入れ、１４階のロビーで映像と共にご覧頂くこともできる。
- ・一般傍聴者に対し、議案及び審査資料を閲覧用として貸与している。
- ・政務活動費は、収支報告書をウェブサイトで公開している。領収書を添付してもらっている。市民から請求があれば、収支報告書、領収書の閲覧ができるようにしている。
- ・平成２１年に請願書の押印規程を見直した。署名または記名押印に変えた。
- ・平成２３年に５月に議員定数を４４名から４０名に削減。
- ・平成２６年６月に議員研修会を開催。１回だけ開催。
- ・平成２７年５月に議員定数を４０名から３８名に削減。（条例定数３８名）
- ・平成２８年１２月に議会基本条例を制定。合わせて議会災害時行動基準も制定している。

（資料№２）

- ・平成２７年から２８年１２月までは議会基本条例の制定に向けて、途中パブリックコメントをやり、分科会に分けて内容を検討したりしながら議会基本条例を制定した。
- ・議会だよりを作っていない。愛知県内唯一。
- ・請願者の意見陳述については、９月定例会で実施する運びとなり、実際に１人だけが意見陳述された方がおられた。

質疑応答（抜粋）

坂内鉄次委員	一問一答方式による一般質問で、当局の答弁を含んで60分と言われたが、1時間以内に殆ど収まってしまうのか。時間制限ということで切ることはあるのか。
神谷専任課長	切ることは度々ある。これについては、過去から何度もあり、答弁の方は簡潔に最後までやっているが、質問の方は強制的にそこで終わるようにしている。通告があるので、質問は全てして頂くことになっており、偶に全て質問できずに過去にあり、議長から注意を受けたこともあった。
坂内鉄次委員	3つ位の大項目を通告して一問一答を最初からしてくれば、どうしても途中で時間が足りなくなると思うが、通告した以上は全て通告の項目を質問するという取組があるのか。
神谷専任課長	通告すれば当局もいろいろ準備がいるわけで、通告して質問しないのは良くないと思います。たとえ一問でもいいからやってくださいというようにしている。
坂内鉄次委員	政務調査費で、会派支給から議員個人への支給に変更した理由はなにか。
神谷専任課長	個人の方がわかり安いということと、議員個人に責任を持って頂くということである。本来、政務活動費は議員が責任を持ってすべきもので、それで個人支給とした。
坂内鉄次委員	議会改革検討協議会だが、流れをみると議会運営委員会の下部組織で、最終決定は議会運営委員会にあるというところか。
神谷専任課長	議会改革検討協議会は任意の組織で決定権はない。
坂内鉄次委員	議会運営委員会にかける前の専門部会のような位置付けか。
神谷専任課長	そうである。その構成だが、10人以上の会派は2人で、9人以下は1人で6人がメンバーである。
坂内鉄次委員	議会運営委員会のメンバーと議会改革検討協議会のメンバーは違うのか。
神谷専任課長	基本違うが、重なる議員もいる。
佐原正秀委員	「平成29年度 議会概要」の16ページに、庁舎モニター放送がされているようだが、平成26年6月から常任委員会まで放送されている効果を伺う。

神谷専任課長	傍聴席が満席になる場合がある。そういう時には傍聴席の直ぐ前のロビーに椅子を並べて、モニター画面が見られる。また、尾西庁舎等の離れた所でもモニター放送をしているので、わざわざこちらまで来ることもないようにしている。委員会についてはしていない。
佐原正秀委員	傍聴者の対応で、今後、委員会についても放送する対応はあるか。
神谷専任課長	今のところない。
渡部信夫委員	委員会の質疑の中で、総務常任委員会が歳入について全項目に対する質疑をするということではなく、歳入部分においてもそれぞれ所管として関連する部分を、各委員会の中で全て答弁できるということか。
神谷専任課長	歳入についても、各委員会で、例えば補助金等の話だと担当の課長が答弁するが、市債等の関係になれば財政課長が答弁する。そういう形で各委員会をやっている。
渡部信夫委員	請願については紹介議員がおられ、その内容を本会議場で説明されるというやり方か。
神谷専任課長	趣旨説明は、委員会で説明することになっている。請願はいきなり委員会に付託してしまう。
渡部信夫委員	請願は文書のみ議員にお渡しして、請願の意見陳述がない場合はその内容について説明者がいないということか。
神谷専任課長	委員会では趣旨説明が必要であるので、過去から紹介議員の方が趣旨説明を行なうということをやっている。もし請願者がやりたいという場合は、請願者の方に意見陳述をやってもらい、その場合は紹介議員の趣旨説明はないということにしている。
渡部信夫委員	紹介議員が説明する場合に、その議員の所管、または所管でないに関わらず、その請願の趣旨の説明は、議員の所管に関わらずやるということか。
神谷専任課長	基本的に、紹介議員の中で付託された委員会の所属議員でない方がやられるのが殆である。その人しかいない場合は仕方がないが、違う委員会の方がされる。
渡部信夫委員	本会議の議案質疑の際に、所管の質問をされる方はいるか。それが認められるか。その時議長の取り扱いはどうしているか。

神谷専任課長	自分の所属している委員会の質疑は認められている。所属している委員会のことを聞いていけないとかはない。
渡部信夫委員	所管とか所管外については、議事の中で何らか差別はされていないということか。
神谷専任課長	そうである。議案外はだめである。
小島雄一委員	今の質問に関連してだが、１日１委員会の開催で、実際、委員会以外の傍聴はどれくらいいるのか。
神谷専任課長	今では２、３人になったが、実は、この新庁舎では会派の控え室でも委員会の様子を見られるようになっている。なので、会派の控え室で見られる方が結構おられる。
小島雄一委員	当市議会は、３委員会を同じ日に開催しており、それができないことで課題になっている。御市議会としては１日１委員会が当たり前ということか。
神谷専任課長	過去からきているので、それを変えるという話はない。一つ言えるのは、今特別委員会が設置されていない。特別委員会ができると、１日１委員会なので日程が延びることになる。特別委員会を作りづらいということはあると思う。
小島雄一委員	請願に関してであるが、最初の委員会において当該請願審査の冒頭に行なうということであるが、本会議で請願の趣旨の朗読などはしていないということか。
神谷専任課長	していない。文書で配付している。
小島雄一委員	請願者が、希望して説明させてほしいというのが殆どか。
神谷専任課長	９月から始まったので分からない。請願も継続審査がかなり多い。継続審査の場合は、最初に出た時に趣旨説明するだけなので、継続になっている以上は請願陳述はできないということになってしまうので、９月１人あっただけである。
遠藤吉正委員	御市は平成２７年５月に議会改革検討協議会を立ち上げているが、その前にもいろんな取組をしているにも関わらず、立ち上げた背景は議会基本条例を制定するためか。
神谷専任課長	平成２７年５月に立ち上げたのは、議会基本条例を制定することがあったと思う。実はそれ以前にも、議会改革検討協議会はあった。平成２３年の改選後にも

	設置はされており、その時には何をやるかを決めようと、何をやるかを決めれば自ずと条例はできるということで、先ずこういうことをやろうと決めて、それを発表したのが、結局、平成２３年から２７年の間の４年間で実現できたのは、ユーストリームで本会議を放送したことだけである。それと研修会を１回実施した。２７年に立ち上げた時は、同じようではいけないということで、先ず条例を作ろうと、それを優先させようとしたということである。
遠藤吉正委員	平成２７年度以降、一つずつ時間かけていくということだが、それと平行して改革案件で取り組んでいることはあるか。
神谷専任課長	平成２７年に議会改革検討協議会が立ち上がった時に、あれもこれもということなかなか実現できなかったということもあり、実現するために一つずつやっていこうということで、何をやるか、先ず議会基本条例を作ろうとなった。一つずつ進んでいくことにした。
遠藤吉正委員	その中で、議会だよりがないということで、市民との意見交換はなされているのか。
神谷専任課長	意見交換会はしていない。
遠藤吉正委員	例えば市民の意見を反映するような機会はどうか。
神谷専任課長	機会としてはない。議員個人が聞いて頂く形になっている。
渡部孝雄委員	議会運営委員会の構成だが、人数割は改選毎に決めていくことになるのか。
神谷専任課長	この構成も過去からのもので、途中で会派の人数が変わる場合もあるので、その場合は条例改正で定数を変える。定数は固定ではない。
渡部孝雄委員	オブザーバーの発言はできるか。
神谷専任課長	許可を受けて発言できる。
渡部孝雄委員	表決には参加できるのか。
神谷専任課長	表決には参加できない。
渡部孝雄委員	１日１委員会で議員も傍聴できるが、発言はできるのか。

神谷専任課長	できることにはなっているが、今は委員会外の発言はほぼない。
渡部孝雄委員	傍聴といえども委員長の許可を得ればできるのか。
神谷専任課長	規定上はできる。
渡部孝雄委員	傍聴者が質問することもできるといいことか。
神谷専任課長	できるが、していない。
上野利一郎委員	議会だよりを作ろうと動いているようだが、議会ウェブサイトの開設が平成19年から立ち上がっているようだが、定例会の日程、請願・陳情の締め切り、一般質問の通告内容等、一般の方が議会の内容を知るためには議会ウェブサイトしかない現状なのか、他に報告しているような媒体はあるのか。
神谷専任課長	議会だより以外だと、市の広報に次の議会の日程を掲載している。他に市のメール配信というのがあり、日程の連絡はしている。
上野利一郎委員	議会ウェブサイトの立ち上げにより、閲覧は年々伸びているのか。
神谷専任課長	把握していないが、市のウェブサイトで閲覧の多いランキングには載ったことはない。
坂内鉄次委員	決算審査だが、予算審査と同じように本会議で議案審議をして、それを分割して各委員会に分割審議をお願いする形を取っているのか。
神谷専任課長	本会議での議案審議は当市議会ではない。
坂内鉄次委員	予算、決算も初めから分割しているのか。
神谷専任課長	そうである。提案理由説明があり議案質疑を行い、それが終わると分割付託となる。
坂内鉄次委員	予算、決算の提案をして質疑をするのか。
神谷専任課長	通告制である。
坂内鉄次委員	それを経て各委員に分割することになるのか。

神谷専任課長	そうである。
遠藤吉正委員	議案質疑で質疑される方が決まっているということだが、各委員会で付託された案件だけが議案されて、議案審議で通告制であるが決まった方以外の皆さんは殆ど出されないということか。
神谷専任課長	そうである。
渡部勇一副委員長	予算・決算も委員会に付託するということだが、決算の場合、同時に定例会の委員会で予算・決算も審議するのか。
神谷専任課長	決算については、９月定例会で継続審査にして閉会中に、１０月だが委員会を開いて審査することになっている。それについては９月にできないかという話が出ている。
渡部勇一副委員長	９月ということだと、ボリュームがあつて１日では終わらないと思うが。
神谷専任課長	かなりボリュームになると思うが、当市の方針でここ２年くらいだが、過去に当初予算後の補正予算で結構な金額のものが出てきた例があつた。財政的にも結構厳し状況でもあるので、極力当初予算に上げて補正は認めないという方針であるので、６月、１２月はボリュームがない。
渡部勇一副委員長	(御礼のあいさつをした。)
閉会 (16:10)	

愛知県豊明市議会行政視察記録

2 豊明市議会

(1)視察日時 平成29年11月9日（水）午前10時～11時43分

(2)視察場所 豊明市役所

(3)対 応 者 月岡 修一 豊明市議会議長 様
早川 直彦 議会運営委員長 様
近藤 千鶴 議会運営副委員長 様
豊明市議会事務局 鈴木 美智雄 議事課長 様
豊明市議会事務局 職員様

（中央左から 近藤 議会運営副委員長様、早川 議会運営委員長様、月岡 市議会議長様）



(4)視察内容

- ・ 通年議会について
- ・ 議会 I C T 化の取り組み状況について
- ・ その他議会改革に関する取り組み状況について

午前10時 開会

- ・ 月岡 豊明市議会議長より挨拶をいただいた。
- ・ 江花 議会運営委員長から挨拶をした。

調査事項「通年議会について」の研修

○早川 議会運営委員長から下記の項目について説明があった。

①議会基本条例・通年議会実施要綱について

- ・平成23年6月議会で豊明市議会基本条例が制定し、条文の中に通年議会が盛り込まれた。
- ・議会基本条例を制定後、当時の議員連盟というメンバーで通年議会の運用について協議し、平成24年3月議会で全会一致可決した。豊岡市通年議会実施要綱の制定。

通年議会とは、一年を通じて開会するもので、休会中であっても議長の権限で会議を再会することができる。災害発生時、緊急の際に迅速に対応することが可能になる。会期としては招集された日から翌年における招集日の例月末までの間、豊明市は5月から翌年の4月末までを想定している。

開会議会は、定例会を招集し最初に関開会議で、従来の5月の臨時会である。定例月議会は、3月、6月、9月、12月で定例的に再会する会議である。緊急議会は、定例月議会以外に緊急に関開会議で従来の臨時会である。議会期間は、議会が開催される期間で従来の会議と一緒である。休会は、定例月から次の定例月として再開されるまでの期間で、従来の閉会中期間となる。

②議会基本条例の制定による会議規則等の整備について

- ・豊明市議会会議規則の改定をして、一事不再議、発言の取り消し・訂正について改正を行なった。
- ・定例会条例の廃止を行なった。通年議会となるため。
- ・専決事項の取り扱いは、通年議会の移行に伴い議決内容は変更していない。
- ・臨時会についての考え方については、議会運営委員会で協議し、5月中旬に関開、翌年4月末までの会期で決定している。その間4月末から5月中旬は閉会中となる。制度としては、臨時会を開催する可能性があるが、開いたことはない。

③通年議会制度導入後の運営状況について

(平成24年4月～平成27年3月)

- ・豊明市の一般質問については、代表質問、個人質問の2つを行なっている。
- ・所定の通告書、通告書に意見毎に質問を通告する。質問方式は一括と一問一答を両方選択できる。
- ・初回は登壇して発言し、再質問以降は質問席から発言する。ただし、一問一答方式は登壇せずに最初から質問席で行なっている。
- ・発言順序は代表質問を先として、各種別に通告受付順を基準に議運において決定する。
- ・反問権については、質問の趣旨を聞き直す程度で1回認めていたものを、議会基本条例第7条の「議員の質問に対し答弁する者は、論点を明確化し議論を深める目的で反論できる。」という規定どおり、反問の回数の制限を無くし、議論を深めるため認める。

(平成 27 年 6 月～)

- ・委員間討議については、平成 27 年 6 月定例月議会において陳情を審査する時に、試行的に委員間討議を行なった。論点整理をして 10 分間の意見交換をし、その試行毎に協議・決定をした。基本的に委員間討議の申出書を出すようにしており、提出があった場合は委員会において実施する。申出書の提出は、開催する委員会の 3 日前までに委員長へ提出することになっている。委員間討議は、質疑が出尽くした後に実施する。また討議中においても質疑はできるものとしている。基本的には 30 分以内としているが、時間延長の申し出があった場合は、委員長に諮り時間を延長するものと平成 27 年 8 月の議運で決定。

- ・本会議の運営に関する事項については、議場等にタブレット、パソコンも試行的に持ち込みを可としている。1 台でなく 2 台、3 台と複数持ち込みも可としている。

- ・委員会の運営に関する事項については、陳情の場合、陳情者の趣旨説明の場を設定している。趣旨説明は基本 5 分以内。委員会の中で実施し正式に記録を残すこととしている。委員会の一般傍聴は 15 名以内とした。委員長の許可とする。資料の貸し出しも 5 名だったが 15 名分まで増やした。決算特別委員会、予算特別委員会は基本的に全員、決算特別委員会は議長と監査委員を除き、予算特別委員会も議長を除く全員としている。請願の趣旨説明も 5 分以内。紹介議員の趣旨説明も常識の範囲内で、時間制限はない。

- ・政務活動費については、会派支給を個人支給に変え条例を改正した。ホームページで収支報告書や領収書等も公開している。

- ・議場コンサートは、日曜議会に合わせて 10 時前の 9 時から 9 時 30 分の間に行い 4 回開催した。

- ・議会談話室は、4 階に市民の休憩スペースや相談場所がないということで、会派室として使用していた部屋をオープンスペースとして開放した。

- ・子ども議会は、平成 29 年 8 月 18 日に開催した。冠事業の一環でもあり市政施行 45 周年記念事業を踏まえて議会と当局、教育委員会の共催で市内の小中学生 20 人が参加して頂いた。

④通年議会導入後のメリット・デメリットについて

・メリット

休会中でも議長の権限で会議を再開することができる。また常任委員会等の審査日程の設定も柔軟に対応することが可能となり、議案審査や所管事項調査の日数が増えることになるので、議会の行政監視の機能の強化につながる。

・デメリット

いつ開催されるか分からないので、個人的な予定が組みにくいというのがある。緊急に会議が開催される場合、この日はどうだと言われれば、議会を優先するしかない。

⑤通年議会の市民に対する理解の求め方について

- ・今までの議会と代わらない方法をとっているので、理解を求めたということを特別にはしていない。

⑥通年議会導入によるメリットと課題について

- ・議員は今までと何も変わらない。当局にとっては、どうしても緊急に必要だという時に、議長へ議会を緊急的に開催してほしいというところではメリットはある。

調査事項「議会 I C T 化の取組状況について」の研修

○早川 議会運営委員長から下記の項目について説明があった。

①議会改革に対する取組

- ・常任委員会、議会運営委員会の視察報告をネットで公開することにした。
- ・旅費条例の見直しにおいて、急行料金及び座席指定料金を 100 k m 以上から 50 k m 以上の距離を半分にするなどの改正をした。
- ・政務活動費は、明確にしようとルールを改めた。分科会を設け条例、規則、運用マニュアル案を協議するというで定めた。自家用車の使用について使うか使わないかで問題になり、自家用車の使用はいいことになった。また、政務活動費に関する条例や手引きは明確化にした。
- ・議案質疑の事前通告については、通告した議員の質疑に関して疑義が解明されない場合は、同一会派の議員で、自己の所管する委員会は委員会でやればいいが、所管する委員会以外の議案に対しては通告をしない議員でも 1 回に限り質疑ができるのとしている。また通告の内容が他の議員と重なった場合、通告内で視点を変えて質疑することができることにしている。
- ・審議会等への議員の充職については、なるべく減らそうと条例等に規定がないものは選出しないようにしている。
- ・議会 I T 化については、議員同士の連絡でグループウェアを試行的に無料のサイボウズ Live を使っている。

調査事項「その他議会改革に関する取組状況について」の研修

○早川 議会運営委員長から下記の項目について説明があった。

①議会報告会等の実施状況について

- ・議会基本条例の中に年 1 回以上開催することになっており、毎年実施している。60 人、70 人程度の参加者だったが、年々減少し平成 28 年は 35 人になってしまった。
11 月 18 日（土）に 2 部に分けて議会報告会を行なう。1 部は定数と報酬について、大学教授を招聘しての講演を予定している。2 部は議会報告を予定している。参加者の確保に苦労しているところである。
- ・議会だよりを年 8 回発行していた時があったが、年 4 回に変えた。写真、イラスト、絵画等を表紙に募集もしている。
- ・議会中継であるが、本来業者に全て業務委託しているところが多いが、豊明市では事務局で編集等をしている。

質疑応答（抜粋）

遠藤吉正委員	通年議会の運用について、任意による議員連盟で協議したことについて詳しく説明願いたい。
月岡議長	平成18年に北海道の栗山町が議会基本条例を制定されたという情報が入り、その内容を調査して資料を集めたりした。その時から当市議会も議会基本条例を作らなければならない時が来るだろうということで、最大会派を中心に話かけをし、資料集めをして勉強会もした。平成20年から出雲市議会、北名古屋市、兵庫県西脇市の3カ所を行政視察に行き、本格的に取り組をした。できれば平成23年か24年に制定することで頑張っていた。任意でやっていたものである。
渡部孝雄委員	通年議会の必要性をあげると、議員の派遣の議決は毎議会にやらないと閉会中の活動が制限されることで、委員会の活動を活性化させるには通年議会が必要と思う。議員の派遣についてはどうしているのか。
月岡議長	過去の事例に従って議長決裁を受け出させていただいている。 通年議会のに関して言うと、当市の議会では議員としてのメリットはない。どちらかというとは去年は、市長の都合に合わせて毎月開催していた。この日にやりたいとなると、日程調整が大変である。また、所管事務調査に関して言うと、先日も契約変更の追加が出てきたが、即決でこのようなものは、現場に行き説明をすることにした。何がどれだけ必要で、なぜこういう工事なのか等を現場で説明させることにしている。それを所管事務調査に代えるやり方でしている。委員会で諮ることをしては時間がなく、私の即決でやらしてもらっている。一定の効果は出ている。
渡部孝雄委員	我々の議会は通年議会ではないので、委員会での所管事務調査で外へ出る時は前もって議決しないとできないことである。先ほど傍聴に来る方が少ない、であれば議会が出向いていこうと、今我々がやっているところである。それも議決をして行なっているが、新たに必要が出た時には対応できない。そういうことでは通年議会は有効であると思える。
坂内鉄次委員	市長が通年議会を招集するというのは、5月の開会議会の時だけか。
月岡議長	そのとおりである。基本的には市長は、3月、6月、9月、12月の4回の定例月議会も招集する。議長へ要請が来て、議長が了承する。
坂内鉄次委員	日曜議会開催の効果はどうか。人件費が掛るのではないか。その費用対効果を知りたい。

早川議運委員長	先ほど日曜日開催には議場コンサートを行なうということを申し上げたが、その時間は議場が満席になる。その後の代表質問では、最初は最大会派が質問するが、その時の傍聴者は半数ほど議場に残っておられるが、関連質問を受けて午前中は終わってしまう。昼食後の午後になるといつものメンバーになる。最終的に午後6時頃になるが、その時は誰もいなくなる。今はライブでネット配信もしており、試行部分も含め、総括しどう考えるか議会改革協議会の中で、順番に検証することになっている。
鈴木議事課長	職員も日曜議会に関しては、対応する職員を極力最小限に絞り込んだ形で対応している。
坂内鉄次委員	なぜ一問一答方式が少ないと考えているか。
早川議運委員長	議論を深めるための一問一答ということであるが、質問事項が多いときは、一問一答だと全部出来ない。一問一答方式は難しい。
月岡議長	議長として、時間配分が難しい。終わらない人がいるときがある。結局次回に延ばすことになる。
坂内鉄次委員	政務活動費を会派から個人へ交付することとしたが、自己管理が効果はあるということか。
月岡議長	私が議長になってから変えたのだが、例えば11人の大会派で議長を除くと10人が行政視察へ出かけると、殆ど予算がなくなり、もう1回行くとすれば議長の分を使うことで出来てしまう。これは良いか悪いか問題であると思い、一人一人が責任を持って明確にしようということで、こういうことになった。今はとてもいい方向である。
坂内鉄次委員	議会改革推進協議会を設置したということだが、その位置づけで我々の議会も議会改革推進会議ということで条例等を設け運営しているが、議会運営委員会と議会改革推進会議のすみ分けが難しく、屋上屋を架すような状況になりつつあり、私の意見だが議会改革推進会議をなくしてもいいような感じである。御市の協議会は議会運営委員会との関係はどうなのか。
早川議運委員長	基本的に議会改革推進協議会は全議員がメンバーで、全議員の話し合いの中で決まれば、議会運営で変えなければならないところは議会改革推進協議会の中でこういう意見が出たということで、議会運営委員会で協議をする形を取っている。まとまらないものもたくさんある。

坂内鉄次委員	最終的な決定は議会運営委員会なのか。
早川議運委員長	議会運営委員会なのだが、議会改革推進協議会の中で決まったことを会派の代表者会議でも議会運営委員会でもそれに従うという考えになっていて、議会改革推進協議会が決める。
大川原謙一委員	議会の概要の中の議員報酬で、当市議会は平成２７年の改選で無投票であった。それで議員定数と報酬の特別委員会を設置して、次期改選時から定数２２名、報酬は個人が議会活動を出来る程度ということで当局に申入をした。まだ結論が出ていない。御市では何度か報酬の改定があるようだがどうしてか。
月岡議長	定数が変わっているためである。報酬等審議会に従っている。
大川原謙一委員	それは議会から報酬等審議会を開催するよう申入したのか。
月岡議長	議会から申入したことはない。お任せということである。基本的には今は報酬のアップは難しい状況である。議会改革で最終的に判断に時間を費やしているのは、報酬と定数をどうするかということである。
佐原正秀委員	通年議会のメリット、デメリットは分かった。議員の意識はどのように変わったか。
月岡議長	私から見ると、やはり最初は違和感があったと思うが、徹底しているのは家族で出かける時も、私（議長）の立場から、必須条件で、いつ、どこへ、何日間行くということを出させて、許可なしに認めないことにしている。それにより、通年議会はいつやるか分からないという意識を持ちながらやっていただいているので、有意義に取り組んでいただいてメリットがある。
佐原正秀委員	広聴会を実際に開催されているようだが、議会に対する内容はどうか。
月岡議長	私個人的に考えるといろんな要望等について議員はやっていると思うが、議員個人は動いているのだが答えを出せない。市民にとって何でという不信感があるので、それを払拭していくためにも何でもいいから言ってもらい、そういう場所が必要であるということでやらしてもらった。実際、身近な問題がほとんどであった。
渡部信夫委員	委員間討議として討議が必要な場面というのは、主にどういうケースがあるのか。

早川議運委員長	当市議会も委員間討議を設定しているが、ほとんど活用されていない。委員会の中で討議をするという議案がなかなかそういう場面がなく、委員間討議をしてもその質問に対して、何でその質問をするのかという感じになり、委員間討議でないと感じている。こういうルールを作ったので、委員間討議とはこういうものだということを研究していかなければならない。また、自由討議という方法でやられている所もあるので、そういう所も参考にしたい。
月岡議長	委員間討議を設けた場合に、議員同士が自分の意見を主張し合う場面が過去にあった。理論的に自分の考えをどんどん主張できる、また相手の意見を聞くシステムであるが、申出をしなければならないということがあり、どういう発言をするのかという問題もあり、チャンスをつかみ切れない。もしやるのであれば何々についてということではなく、「今の発言について委員間討議をしたいので、委員長お願いします。」という形になる。委員会の中で手を挙げて、これについて委員間討議をお願いするという流れの可能性が高いと思っている。
渡部信夫委員	例えば、当市議会では請願・陳情の場合に、休議中にこのことはどうかというように、記録に残さないでやっている。御市議会もそれに近いやり方で行っているのかと思うが、請願・陳情に対し当局では答弁が出来ない中、どう対応しているのか。
月岡議長	難しい。例えば休憩を取って記録を残さないようにして、話を進める場合もあるが、請願・陳情の場合は、もし本人達がいる場合はしにくいので、場所を変えてやるかである。
早川議運委員長	基本的には公開の場と決めてあるので、そこまで複雑な場合は委員長の判断で暫時休憩をして、運用次第によってそういうことになると思う。今のところはそこまでのことは出ていない。
渡部信夫委員	全国のわからない個人が郵送で送ってくる場合がある。その場合の受理方法はどうかされているか。
月岡議長	その場合は資料配付で終わる。一切扱わない。皆さんにこういうものが来ましたということで配付している。郵送の分は全て資料配付としている。
早川議運委員長	持ってきたものだけを受付している。
渡部信夫委員	それに対しての結論は出さないということか。

月岡議長	一切何もしない。
小島雄一委員	先ほど説明あった議案の説明は、今は制度的にどうなっているのか。当市議会では定例会の前の全員協議会で説明している。
早川議運委員長	議案が提案されて、基本的に出来るだけ集まって聞くことで運用している。前は各会派に別々に行なっていたが、出来るだけ全員集まれるようにしている。全員協議会という形ではない。全員協議会は毎月あるが、議会に行事の報告で、この全員協議会も見直しも必要だと思っている。
小島雄一委員	2人から会派ということであるが、会派の代表者会の1人会派の出席はどうしているのか。
早川議運委員長	1人会派と議運の委員長はオブザーバーとして出席出来る。私も会派代表者会はオブザーバーとして出席している。意見を言うことはできるが、賛否は出来ない。傍聴が可能であるので、他の議員も傍聴している。
上野利一郎委員	I T化の検証ということで、議会I T化の取組はまだ日にちは浅いようだが、議員20名を含めて実際に活用されている方は全体の中でどの位いるのか。
早川議運委員長	もの凄くと言うことでは5人位いて、そこそこという方達は大半である。全くやっていない方は2、3人おられる。
上野利一郎委員	いろんなものをP D F化されて、紙は減っていると思うが、実際にノートパソコンやタブレット端末の購入は、議員の私費なのか。
早川議運委員長	今のところ試行であるが、自分の手持ちの物を使うことにしているが、I T化検討員の4人でこういう物を使う方向で、当局も含めて話し合いをしなければいけないのではないかとすることにしている。導入しようとなると相当な予算が必要なことと、市民から見て費用対効果が出ているかどうか。紙が減ったということは多分ない。紙資料も渡していることで事務量が増えている。やるのであれば、例えば紙資料は会派に1セット渡すが、後は政務活動費でコピーをとるということをすれば、減るでしょう。紙でないとだめな方とそうでない方がいて、最終的に紙になってしまい、人それぞれである。
渡部勇一副委員長	(お礼の挨拶をした。)

愛知県江南市議会行政視察記録

3 江南市議会

(1)視察日時 平成29年11月10日（金）午前10時～11時36分

(2)視察場所 江南市役所

(3)対 応 者 あずま 東 よしき 義喜 江南市議会副議長 様
藤岡 和俊 ICT推進検討委員長 様
かけの 掛布 まち子 ICT推進検討副委員長 様
尾関 昭 ICT推進検討委員 様
江南市議会事務局 栗本 浩一 局長 様
江南市議会事務局 石黒 稔通 議事課長 様
江南市議会事務局 前田 裕地 主任 様

(左前列から 掛布 ICT推進検討副委員長様、藤岡 ICT推進検討委員長様、
尾関 ICT推進検討委員様 、栗本局長様)



(4)視察内容

- ・議会ICT化とタブレット端末を活用しての議会運営について
- ・その他議会改革に関する取り組み状況について

午前10時 開会

- ・東 副議長より挨拶をいただいた。
- ・江花 議会運営委員長から挨拶をした。

調査事項「議会ＩＣＴ化とタブレット端末を活用しての議会運営について」の研修

○ 藤岡ＩＣＴ推進検討委員長から下記の項目について説明があった。

①ペーパーレス会議システムについて

- ・ソフトは、東京インタープレイ社のサイドボックスで、ＰＤＦデータに変換したものをアップすることで、どんな資料でも写真、グラフ、パワーポイント、市の資料でも使える。

②導入経緯について

- ・平成２８年２月に出雲市議会がこのタブレット端末を使ったペーパーレス会議をされていたので、それを江政クラブが行政視察したのが最初
- ・同年３月に視察でのシステムがいいものであるということで、議会広報編集特別委員会で安城市議会さんがタブレット端末を導入したばかりということで、行政視察をさせてもらった。
- ・同年６月に全議員（２２名）対象にペーパーレス会議体験会を開催。ＩＣＴ推進検討委員会を設置
- ・議会と執行部が同時に導入できないかを考えていたので、事務局から２名、総務課から２名の職員を含む委員会となった。
- ・同委員会で８月に尾鷲市に視察に行った。
- ・出雲市、安城市、尾鷲市もいずれも使っているソフトは、東京インタープレイのサイドボックスであった。
- ・委員会で３社のシステムをタブレット端末でペーパーレス会議の体験をした。
- ・同年９月に委員会で導入を決定。
- ・同年１０月に代表者会議（５会派）で諮り、導入を決定した。
- ・同年１１月に当初予算で議決し導入することを決定した。
- ・平成２９年２月に研修会を実施
- ・同年３月に当初予算議決。プロポーザル審査委員会を設置
- ・同年４月に指名型プロポーザル方式により、ペーパーレス会議システムを選定
指名競争入札により、タブレット端末及び通信回線架設（議場周辺ｗｉ-ｆｉ）契約
- ・同年５月に会議システム（サイドボックス）利用開始
第１回議員向け操作研修会開催
- ・同年６月に第２回議員向け操作研修会開催
６月定例会より運用開始
２２名の議員中１９名が一般質問を行い、そのうち１６名がタブレット端末を使っての資料提示を行った。

③タブレット端末について

- ・Apple iPad Pro 12.9インチ 32GB wi-fiモデル
- ・リース期間 平成２９年５月１９日～平成３３年５月１８日（５年間）
- ・リース台数 議員用 ２２台 事務局用 ２台

- ・セキュリティ対策
MDM (Mobile Device Manegment)
ヘルプデスク・セキュリティデスク
i-Filter

④ペーパーレス会議システム

- ・指名型プロポーザル方式による選考
 - ①Sidebooks (東京インタープレイ)
 - ②moreNOTE (NTTビジネスソリューションズ)
 - ③Smart Presenter (RICOHジャパン)
 - ④ECO Meeyng (富士ゼロックス愛知)
- ・選考委員会 (10名)
市議会議員5名 (各会派より1名)、議会事務局長、議事課長、総務課長、議事課GL、電算情報GL
- ・対象会議
本会議、常任委員会 (総務、建設産業、厚生文教)、協議会、会派説明会、その他議会における会議
- ・電子化 (PDFデータ) 対象資料
議案書、当初予算書、決算書、協議会資料、その他対象会議で配布している資料
※最初の1年は紙資料と併用。その後、原則紙資料は全てなくしていく。
- ・利点
 - ①資料が見やすくなり、審議が深化 (議会の活性化)
 - ②資料の差し替えが容易
 - ③紙の削減・職員の労働時間の削減
- ・課題
 - ①操作に関して議員の研修が必要
 - ②導入・維持に関して新たな予算の確保が必要

○ 栗本議会事務局長から下記の項目について説明があった。

①ペーパーレス会議システムプロポーザル審査委員会設置要綱

- ・総務課が統一したガイドラインを作り、それに乗って議会事務局がペーパーレス会議システム導入にあたってプロポーザル方式をとった。
- ・要綱第3条第2項第4号に市議会議員が入り、5名の議員がいる。各会派から1名
- ・プロポーザル審査・事務スケジュール、ペーパーレス会議システム導入業務プロポーザル実施要綱、ペーパーレス会議システム導入業務共通仕様書 (契約にあたり事務手続き上必要になるもの)

②江南市議会情報通信機器使用規程

- ・議場の中でもスマホ、携帯電話等の電子機器を必要な時に、議員が検索する場合もあるから持ち込んでもいいのではないかという議論があり、実際の持ち込みが可と

なった。そこに、昨年タブレット端末を導入しようとなり、一方ではスマホ、携帯電話の持ち込みはいいことに申し合わせをしていたところ、タブレット端末を入れた。タブレット端末は、そういう会議システム等いろんな機能もあるので、タブレット端末も含めて情報通信機器の使用規程を作ろうとなり、ICT推進検討委員会でこの規程を作った。

③導入した時の課題問題点

- ・議員により使い方に温度差がある。
- ・事務局は、使いこなせていない方できる限りサポートできるように、機能について説明したり、使い方についてサポートを行っている。
- ・導入する際に一番問題になったのが、財政との折衝で、22人の議員がタブレット端末を入れて使うのか、ペーパーレス会議システムというソフトをいれたのであれば、紙をなくすという中で1年だけ併用でお願いするという事で予算を付けていただいた。
- ・原課からは、原稿を今まで紙ベースで提供すれば良かったのが、電子でPDF加工して作る。ページはどうするのか、タブレット端末のページ番号と実際のページ番号を行ったり来たりするが、議員は当局が何ページ開いてくださいと言った時に、直ぐ開いてもらえるのか。というようなタブレット端末に移行する中で、原課から相当質問もあり、どうしたらいいのか、どう作ればいいのかという問い合わせもあった。

④導入した後の問題点

- ・スタートした1か月か2か月の間で、事務局と当局との間で何回もやり取りしながら、うまくスタートできるようにしたので、導入される場合には必ず原課の方が、どういう手順で進められるかというところも気にしてもらえればありがたい。

⑤議会改革の取り組みについて ～議会の活性化について～

- ・現在取り組んでいる検討事項だが、議会基本条例を平成26年4月1日に施行して4年目を迎えた。今年度、議会基本条例ということで講師を呼んで研修会を実施する予定でいる。検証や再確認をこれまで一切していないので、議会改革特別委員会で再確認と検証を予定しているところである。
- ・議会議員政策研究会はあるかというものだが、当市議会では政策研究会というところまで踏み込んではいない。

⑥議会改革に関する今後の課題について

- ・議会基本条例の検証や再確認が一切していなかったもので、していけないと言うのが課題である。
- ・市民と議会の意見交換会に時間を費やしてしまっている。どう市民の方々から意見を吸い上げるかというあり方について検討したことがないので、意見交換会のあり方についても今後検討していかなければならないというところが、今の課題である。

質疑応答（抜粋）

遠藤吉正委員	何点か伺うが、平成２８年に会派で出雲市議会さんを視察され、導入までのスピードが速い。６月に市の職員と会派から入ったＩＣＴ推進検討委員会をたち上げ、９月に委員会で導入の決定をされたと言うことだが、普通だと会派、御市だと議会改革特別委員会や議会運営委員会で検討されて、それを踏まえ委員会という流れと思うが、逆に委員会で先に決定して各派代表者会議で導入したとのことだが、これについて議員の方から反対とか、おかしいということはないのか。
藤岡委員長	ＩＣＴ推進検討委員会の委員も会派の中でのよく話し合いをしているので、委員会の個人的な判断はなく、各会派でどういう意見があるのかを聞いて頂いている。その中で会派の意見を吸い上げて、最終的には委員会として導入決定を頂いた。
栗本議会事務局長	議会改革特別委員会でＩＣＴ化を協議して進めるという手段も可能であり、しっくりいくと思うが、ただタブレット端末導入とペーパーレス会議システムの導入というのは、そこから切り離してＩＣＴ推進検討委員会をつくりましょうということで、任意の委員会をつくって集中的に検討することの形を取っただけである。議会改革特別委員会でやったとしても、問題はなかったと思う。最終的に各派代表者会議で委員会の決定事項を議題に出して、そこで１０月に最終的に決定した。
遠藤吉正委員	その場合、かなりスピードが速いので、６月の段階で、タイムスケジュールでいつのこの段階でしようという工程表を含めて検討されたのか。いつまで入れようとか具体的に。
藤岡委員長	そうである。最初の段階から安城市さんのように、１２月の補正予算からと考えていたが、やはり議員として４年の任期があるので、最初の２年が終わるような状況で、その話し合いの中で今期はなく、次の選挙が終わって新しいメンバーで導入を検討したらどうかという意見もあったが、今の我々のメンバーで使おうとしたらできるだけ早く導入してということで、１２月の補正、それが無理だったら３月の当初予算、それで残りの２年間だけでもこのメンバーで使っていきたいという意思決定をするか、このメンバーでの導入を諦めて次の選挙後にするのか、話をして我々で使ってやろうと言うことになった。
遠藤吉正委員	御市の議会ペーパーレス会議システムプロポーザル審査委員会だが、市長が任命しており江南市議会ペーパーレス会議システムという名前で、議会のペーパーレスを進める時に普通だと議長になると思うが、市長がプロポーザル審査委員会を組織したことに、議員からおかしいといことはなかったのか。

栗本議会事務局長	特におかしいという意見はなかった。市の予算を使ってやるということ、プロポーザルのガイドラインを総務課でやっていることで、市長が任命又は委嘱であるということで謳われている。それで議長の決裁も通っているので、問題はない。市の予算を使ってやる中では、問題はないと思っている。
藤岡委員長	このタブレット端末の契約は市長がしており、総務課（市）が契約してリースしたものを議員に貸与している形になっている。今、政務活動費は1円も使っていない。全て公費である。
小島雄一委員	当初、当局も含めて導入を考えていたが、結果的に当局は導入を見送ったということだが、その理由と今後の見通しはどうかお聞きしたい。
藤岡委員長	今年の夏休みに、市内の小中学校10校全てにノートパソコンをリースしているが、そのリース期間が8月末ということで、全てタブレット端末タイプのパソコンに入れ替えて、それに合わせて教員一人一人にタブレット端末を配付して、普通教室を全てWi-Fi化するということを実施した。市の職員（執行部）がタブレット端末導入するよりは、教育の方に優先的に使いたいという判断があり、部長以上の会議や課長会議等に導入していくよりは、費用対効果を考えてまずは議会の方で先に導入して、うまくスムーズにいけば市の方も導入を考えていきたいということである。特に来年の4月から導入するということは、未だ話しには出ていない。
栗本議会事務局長	最初是一緒に導入しようということについては、一緒に導入できたらいいですねというニュアンスがあった中で、やはり財政状況の面もあり教育の方にIT・IC化をつぎ込んだ方がいいのではないかと、どうしても財政が厳しいと優先順位をもっていくと、やはり市の職員がタブレット端末を持つよりは教育の方にといいような考えが市長にあったということである。
小島雄一委員	今後、考えなければならないという議論も出ていないのか。
栗本議会事務局長	それは当然、議員と職員がタブレット端末を使いペーパーレスというのが理想である。その考え方は直接には伺っていないが、当初是一緒に持てるといいですねというところからスタートしているので、当局もそのような考えはあるが、やはり財政面ということである。
小島雄一委員	使用になれている議員と余り慣れていない議員がいると思うが、慣れていない議員の状況には、これだと1年位でやれる、又はちょっと大変だ、どういう状況なのか。

藤岡委員長	思ったより皆さん興味をもって最初は研修会等やっていただき、導入ありきで研修会をやっていたかと思うが、ICT推進検討委員会の委員の方は少し慣れている方が多いので、その方達中心に、また事務局職員もホローしてもらっている。各会派の少し慣れていない方のホローをしていただいている。全く操作ができなくて、会議が止まってしまうことは、今のところ6月議会、9月議会を導入しているがない。ただタブレット端末よりも紙と併用で紙があるため、紙をみたり、紙にメモを取ったりしている方もいる。それが、紙がなくなった時にどうなるのか、今後の研修の課題である。
栗本議会議務局長	正直、紙が無くなるとだめだという議員はいるはず。もう一つは、初日の提案説明の時に、職員がタブレットをたち上げていただければ、部長が提案説明する時に、ページを同期と言いまして、一斉にそのページに飛ぶことを初日はしている。どこにあるかというようなざわつきは一切ない。タブレット端末に慣れていない議員でも今は十分やっていただいている。
渡部信夫委員	経費についてお尋ねするが、先ほど導入経費については市の予算ということだったが、初期導入についてもそうか。
藤岡委員長	そうである。全て市の当初予算で認められて決算ベースになっている。
栗本議会議務局長	平成29年度の5月に契約、6月にスタートしているので、決算ベースだ。167万円が導入する際の費用、経常経費137万円が初年度を含めて次年度以降の計上経費で、初年度は167万円と137万円を合わせた304万円の経費がかかったことになる。
渡部信夫委員	運用コストの中で政務活動費の一部負担をされていないのか。
藤岡委員長	それも考えたが、政務活動費は1円も使っていない。
渡部信夫委員	タブレット端末を使って資料の投影をすることに、運用の中で規則上の問題点はないのか。自分が資料を引用することに対しての議会での規則はあるか。
栗本議会議務局長	映像の投影だが、議場内に両側にスクリーンがあり、一般質問する際に写真や自分で作られた資料をタブレットに直結して投影する。モニターカメラで写してインターネット配信すれば広がってしまうので、著作権、肖像権の関係は議員に伝え、こういう問題があるので、例えば個人の顔が写っている部分については、許可を取っていただいたものであれば投影してもいいが、許可を取ってなければ写さない。新聞の記事も切り抜きをされると、新聞社の方に許可もいる。当然使用料も払わなければならないケースも出てくるので、許可を得ていなければ、そ

	れは使わない。資料は必ず自分で作ったもの若しくは許可なり、許可が得ているもの使う。議場で投影する場合におかしいという時は、カメラで写さない。つまり議場内だけで投影して皆さんに見ていただくことで、私とか事務局が判断して写さないようにしているのが現状である。他の委員会、協議会ではプロジェクターやモニターを使って審査・協議をしている。議場内だけである。
藤岡委員長	偶々、掛布さんが6月定例会の一般質問の時に、議場で使われた資料であるが、実際にエクセルでグラフを作り、それをワードに張って文字を入れてPDF化する。それを事務局に送り、事務局で中身をチェックして、それが良かったらサイドボックスにアップする。先ほどの写真も一緒に、写真もワードに貼り付けて、PDF化すると直ぐに使えるようになる。そこに人物が写っていたりすると人物の肖像権は出てくる。新聞記事、雑誌の記事もチェックしてもらっている。
渡部信夫委員	議事の運営上、未だそこまでいっていないので、資料の配付の許可を取って配付しているが、画像であれ資料のイメージであれ、議場で公開することに対し議事運営上の許可はどうか。
藤岡委員長	それは基本、全て議長にこういった資料を提示したいとか、タブレット端末を持ち込んで資料を提示するとか、また実際に物とかは議長の方に許可を得てきた。また資料で提示しても議事録には話したことだけしか残らない。この部分のここを見てください。こうなっている。等はそのまま議事録に載るだけで、あくまでも補完資料という形である。
栗本議会事務局長	議場で資料を使う場合は、議長許可である。それは申し合わせ等で決められている。タブレット端末を使う時には、タブレット端末を使うということで事務局が聞いて、議長にタブレット端末を使うという程度のルールで、書面を設けたものではない。
渡部信夫委員	スクリーンはインターネットライブ放送同じか。
藤岡委員長	委員会時は使わないが、議場では中継している。
渡部信夫委員	同じスクリーンに投影すると、自分のタブレット端末でページをめくる操作と、いろんな操作が終われば、自動的に通常のライブ放送に切り替わるのか。
藤岡委員長	それは、職員が操作している。
坂内鉄次委員	ペーパーレス会議システムの(2)を見ているが、将来的には議案書、予算書、決算書の資料をペーパーレスにしたいということになると思うが、実際に当局側

	が同じ議場において、議員だけがペーパーレスにして当局は紙ベースでやる場面で、本当に１年以内に議会側は紙がなくなるのか見通しはあるのか。
掛布副委員長	９月議会をやってみて、前の６月と違って議案のボリュームが相当なものがあつた。決算書、成果報告書も厚みがあり、更に審査委員の審査意見書、それに補正予算・説明資料の４冊ある。こちらのページ、あちらのページと、タブレット端末の中では誰もついて行けない様な状態で、私もできるだけタブレット端末でやろうとしたが、とても追いつかなくひたすら紙にかじりついてやっていた。財政当局から導入の際に１年を限りとして、できるだけ完全なペーパーレスにと言われてはいるが、これからせめぎ合つて本当にこれでいいのか、議会の審議そのものが逆にペーパーレスによって十分な審議ができなくなつては、本末転倒であるので、これからしっかりと議会の中で検討していかなければならないというのが率直なところである。
坂内鉄次委員	タブレット端末は庁舎内だけでなく、屋外に持ち出せるのか。
栗本議会事務局長	そうである。
坂内鉄次委員	議会事務局からの会議の通知等、これによって全部やる様になるのか。
栗本議会事務局長	議会の通知は、タブレット端末を始終持つておられればそうする。ただそうではないので、スマホや携帯の方にメールで送って、一部の方にはファックスでもお知らせする。タブレット端末には通知はしていない。スケジュール管理もこのタブレット端末には入っていない。
上野利一郎委員	いろいろ通信規程等見させてもらったが、ＯＳのアップデートも申請をしなくてはいけなく、かなり壁が高い縛りがあり、自由度が低いイメージを受ける。ペーパーレスが進まないということで、今年の５月からリースで導入しての機械の更新、セルラーモデルにするという仕様の変化もかなり効かないところで、ペーパーレスの進み具合でいうと市長を含め三役、部長職が２０人程度であつたら、今議員のタブレット端末を当局に貸して、議員が自費でセルラーモデル付のタブレット端末を買ってやると、もっと自由度が上がるような感じがするが、そういう検討はされたか。
藤岡委員長	もちろん既にセルラー付のタブレット端末を持っている、サイドブックスというソフトはＩＤパスワードがあれば、自宅のパソコンでも同じ資料を開ける。またスマホでもアプリを入れることもできる。同じパスワードでいろんな端末を使って見ることができるが、個人のものがあり、それで十分ということである。これはあくまでも会議に特化したもので、特に公の会議の場で使うのであれば、逆

	に個人の物はよくなく、セキュリティやコントロールができなくなるので、個人の物であれば自由が増すが、それは普段の自由でやった方がいいだろうということになっている。ですから、公の会議で議会として使うのであれば、個人が負担するのではなく公でするべきでないかと私は思っている。
上野利一郎委員	情報の共有化という意味では、ペーパーレスの先にあるものを目指さなければならないと思ったので、市当局側でもその環境を整えながら、というところで申し上げたが、他市の例だと、災害の時にホワイトボードの状態で情報を議員に発信している市議会がある。タブレット端末を選ばれたのであれば、そこにリアルタイムに変わる状況をやるために、ペーパーレス会議を先に活用するということがあったので、そのところも検討はされたのか。
藤岡委員長	ペーパーレス会議で予算をとったので、まず全員がペーパーレス会議をできるようになり、その後で、その次のことを考えていこうということだと思っている。熊本県の佐賀県庁の方に来ていただき、研修をしていただいた。熊本の災害現場にタブレット端末を持って行って、それで写真を撮って熊本の災害対策本部でいろいろ検討したという研修であった。まだそこまで行っていない。
江花委員長	喜多方市議会としての導入目的で、御市と違うところは、面積が550㎢で毎年豪雪、過疎地、豪雨災害が起きるほどで、現場というものを共有できることでタブレット端末が役に立つ。今まではその共有が市役所に行かないと取れなかった。タブレット端末があると地域住民の方に見せることができることが、大きな導入目的になっていた。
藤岡委員長	いい講師を紹介する。たぶん喜多方市さんに来ていただけると思う。国（総務省）の予算で来ていただけるので、佐賀県庁の職員の方で江南市まで来ていただいた。
渡部勇一副委員長	導入前の経緯だが、会派で研修に行ってペーパーレス会議システムを勉強、研修されて提案したということだが、提案先はどこか。
藤岡委員長	議会の一般質問でも行った。自分の会派の会長を通じて各会派の会長に口説いたと思う。
渡部勇一副委員長	御市の議会改革特別委員会の所管にできなかったのか。
栗本議会事務局長	議会改革特別委員会は、市民と議会との意見交換会、他の議会改革でいろいろな会議をしていたので、このタブレット端末の件はICT推進検討委員会で立ち上げた。最終的には各派代表者会議、議会運営委員会で決定をした。特に議会改革

	特別委員会でやらなくてはいけないのではないかという声は出ていない。
渡部勇一副委員長	ペーパーレスということも議会改革の一手段だと思う。なぜ議会改革特別委員会ではなくＩＣＴ推進検討委員会なのかと思った。
藤岡委員長	一つは、議会改革特別委員会は他の議会改革でいっぱいなので、別のところでやってほしいということであった。もう一つは市議会だけの導入ではなく、市との同時導入で考えたので、市の職員も交えての委員会となると、特別委員会は議員だけの委員会になるので、市の職員も入れるための委員会にした。
渡部孝雄委員	議会の役割からというと、ペーパーレス、タブレット会議というのはどういう意味を持つのか、議会の機能権限という役割というところから、根本的な答えは何かあるのか。
藤岡委員長	やはり、市の説明がわかり安くなり、我々も一般質問の説明もしやすくなったこと。傍聴される市民の方にも導入して資料の提示がわかり安くなったという意見が寄せられている。今のところ導入して悪かったとか、市民からそんなところに予算を使ってという苦情は頂いていない。市の説明がわかり安くなったということは、我々が市の行政に対しチェックをしやすくなったことになるので、そういうことで良くなったと思う。
渡部孝雄委員	例えば一般質問の議会改革を進めて一問一答の方法に至ったが、それに伴い質問自体が細かいことになって行く。政策的な議論に向かっていかない傾向にあるのではないか。そういう心配をしているが、そういうことはないか。
掛布副委員長	私が日頃考えていたことを申し上げるが、江南市議会は最初から一問一答で始まるので、一体この議員はこの項目で全体としてどういうことを市民に言おうとしているのか分からずに、これは何かから始まる。個人的になるが、私は別の議会で経験があるので、そのときはまず全部話す。まず答弁を全部聞いて不満な点について一問一答で進めて行く方式をとっていたので、聞いている方も良く分かって、質問する方も詰められたが、こちらの議会に来て、最初から何ですかから始まるので、その先どう展開してどう終わるのか分からず聞いている不安がある。 喜多方市議会さんの議会だよりを拝見していて、常任委員会ごとに政策提言書を出しておられるが、あれは素晴らしいことだと思っている。常任委員会が市当局に対し課題について政策まで出すということは、大変な労力かなと思った。
渡部孝雄委員	議員が本会議場で政策の方向性を議論する場合に、より進化した方向に向かっているのか。私はＩＣＴ化をどんどん進めていいと思うが、そういうのを疎かにしない形でやれないか、局長さんどう思いますか。

栗本議会事務局長	今お話になったのは理想からだと思う。市議会には長い歴史があり、先例主義というところもあり、その政策を研究していくのは必要だと思う。これからやらないといけないと思うが、一方で地元の方から出られた代議員さんとかの中で、いろんな考えがあると思う。それとタブレット端末は別だと思う。
佐原正秀委員	議場にタブレット端末を持ち込んでの市民の反応はどうであったか。
栗本議会事務局長	今までもタブレット端末ではなくて、資料等を演壇の前に出して一般質問をされていたので、それを答弁しているので、インターネットでご覧の方はそんなに違いは出ていないと思っている。
渡部勇一副委員長	(お礼の挨拶をした。)
	閉会 (11 : 36)